

## かわさきロボットサロン利用規約

### 第1条 (利用目的)

かわさきロボットサロン（以下：サロン）は、原則として、かわさきロボット競技大会参加者（次回大会参加予定者含む）等（以下：大会参加者）の技術交流・情報交流を目的とした活動及び財団法人川崎市産業振興財団ロボット関連事業（以下：財団事業）に利用するものです。

### 第2条 (利用者)

大会参加者及び財団事業関係者等で、利用の許可を受けた者としてします。

### 第3条 (利用時間)

サロンの利用者は、サロンの開館時間内において利用できます。

### 第4条 (利用登録)

サロンの利用者は、別紙様式1にて事前登録をするものとします。

### 第5条 (利用料)

サロンの利用者は、別紙様式1に定める利用料を事前に納付してください。

既にいただいた利用料は、原則として返還いたしません。

### 第6条 (利用申込)

サロンの利用者は、利用希望日の1月前から3日前までに、財団法人川崎市産業振興財団ホームページ申込フォームからお申し込み下さい。

### 第7条 (利用の不承認)

サロンの利用が、運営又は管理上、著しく支障を及ぼすとき、又はその恐れがあると認められるときは、利用をお断りします。

### 第8条 (利用申込の取消・変更)

利用申込の取消（キャンセル）や変更は、他の利用希望者の迷惑になりますので、できるだけ早くお申し出ください。

### 第9条 (サロン事業への参加)

サロンの利用者は、サロンで実施する事業へ積極的に参加するものとします。

### 第10条 (指示の遵守)

サロンの利用者は、その利用についてサロン職員の指示に従ってください。

### 第11条 (原状回復)

サロンの利用者は、利用後、室内を速やかに整頓、清掃等を行い、利用前の原状に回復してください。

### 第12条 (損害賠償)

サロンの利用者は、室内の設営物・設備等を破損、汚損等した場合、速やかにサロン職員に報告してください。

なお、必要に応じ、生じた損害を賠償していただきます。

また、サロン内での事件、事故について財団法人川崎市産業振興財団は一切の責を負いません。

その他、かわさきロボットサロンの利用に関し必要な事項はご相談ください。

本利用規約は平成22年4月1日から適用する

かわさきロボットサロン利用申込・登録書

財団法人川崎市産業振興財団理事長あて

私はかわさきロボットサロン規約を遵守の上、利用を申し込みます。

申込日	平成 年 月 日		
氏名（ふりがな）	電話番号		
	携帯		
住所			
参加大会（回）			
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
種別・利用料	社会人 年度利用料 3,000 円	学生 年度利用料 1,000 円	1 回 利用料 500 円
会社名・学校名			
ロボット製作上の 得意分野			
サロンでやりたい こと			